

<川越市>

新井氏訴訟

波乱の第1回口頭弁論

被告・職員女性A氏に「7人の弁護士」の怪!

テレビ埼玉が「新井潰し」の確信犯虚偽報道!

前川越市議・新井喜一氏が、同氏からのセクハラ・パワハラ被害を主張している川越市役所議会事務局職員女性A氏（今年3月、たった1年で別部署に異動したという）を相手に名誉毀損等で訴えた裁判の第1回口頭弁論が、4月11日、さいたま地方裁判所川越支部で行われた。裁判自体も初回から風雲急を告げる様相を見せたが、それよりも重大な事態が勃発した。同日のテレビ埼玉のニュースでは事実と反する虚偽報道が堂々と放送されたのである!

川合市長名誉毀損裁判と同じ裁判長が登場!

多くの傍聴人に加えて、マスコミ各社も報道席を埋める注目の中で開廷された裁判だった。入廷した裁判長は川合市長名誉毀損裁判で「コレクト行政!連絡協議会」に敗訴を言い渡した、あの齋藤憲次裁判長である。川越支部という小さい所帯の裁判所だと裁判官の人数が少なく、こういうことは普通なのだそう。

清水弁護士は「やりにくいけど、がんばるしかないですね」と淡々としていた。

被告職員女性側は、「七人の侍」ならぬ「7人の弁護士」!?

この日の裁判では、新井氏に訴えられた女性側は、女性A氏も代理人弁護士も出廷しなかったため被告席は無人だった。これも普通にあることで、第1回の期日を決めるときは、まだ被告に訴状を送達しておらず、ましてや通常であれば被告側はまだ代理人弁護士を頼んでいない時期なので、被告本人も被告代理人も出廷できなくてもおかしくない。ただその場合でも、裁判所は被告に答弁書の提出を求める。

そうすると、答弁書だけ提出して第1回期日は欠席ということになる。これを「**擬制（ぎせい）陳述**」という。しかし、このことは被告女性A氏のケースには当てはまらない。なぜなら、今回の裁判にあたって、被告女性A氏はなんと**7人もの弁護士**を雇っていたからだ。誰も出廷できないなどということは考えられない。川越市や坂戸市に事務所のある弁護士もいる。なぜ1人も出て来ないのか。ことの始めから被告女性A氏の代理人だった**吉廣慶子・坂下裕一弁護士**は、何故いまさら、**5人も弁護士を増やす**ことに同意したのか？一方、新井氏は終始一貫、清水勉弁護士ただ1人である。清水弁護士に被告代理人のこの状況について尋ねると、次のように語ってくれた。

「昔は、相手方に一種の勢力を誇示する目的で、受任した弁護士が所属する**弁護士全員の名を書面に並べたり、親しい弁護士同士が名を並べることはよくあったんです。**

しかし、最近**は実働の弁護士名を並べるのが当たり前になってきているので、ちょっと珍しいですね。吉廣弁護士は最初からずっと自信満々だったのですから、坂下弁護士さえいらなはずです。それがなんで逆に代理人弁護士を増やすんですかね。不思議です。**

それに、被告女性A氏の立場からすれば、**吉廣弁護士も坂下弁護士も新井さんから謝罪も100万円も取れなかったどころか、私（清水弁護士）と交渉さえしてくれなかったのですから、裁判になったら普通は弁護士を替えますよね。吉廣弁護士・坂下弁護士の仕事ぶりに納得しているのか、この点も不思議です。それに弁護士を5人も増やしたら弁護士費用が大変です。この女性は、そんなにお金が払えるんですかね？」**

確かに、普通に考えれば7人もの弁護士となれば着手金だけで3桁になる大金のはずだ。女性A氏にはスポンサーでもいるのだろうか。後述するが、この事件は被害を訴えた被告女性A氏が新井氏に「**訴えてやる**」とインネン同然の通知を送り付け、直後に新井氏を実名で訴える記者会見をしたことが起点になっている。

本来は被告女性A氏が原告になってとっくに裁判を起こしていなければならなのだ。それが、立場が逆転して被告になり、しかも7人もの弁護士を付けながら誰も出て来ないというのだから、すでに異常だとしか言いようがない。そして裁判長は、川合市長を勝たせた齋藤憲次裁判長だ。

清水弁護士は、緊張したり呆れたり複雑な心境のようだ。

新井氏の冒頭意見陳述

裁判の冒頭、清水弁護士は裁判所に対して新井氏の冒頭意見陳述を求めた。

これは原告が、審理に臨む裁判所にこの提訴の理由や心情を述べるものだ。

齋藤憲次裁判長は、その必要性に疑問を感じている様子だったが、清水弁護士が「4、5分ですから」と言うと、どこか渋々ながらという感じでこれを認めた。以下が、その冒頭意見陳述の全文である。

冒頭意見陳述書

さいたま地方裁判所川越支部 御 中

原 告 新 井 喜 一

議会中の昨年9月13日、夜遅く帰宅すると、妻から「共同通信の記者さんから電話があったわよ」と言われました。何のことかと思いながら電話を掛けると、「女性の太ももを触りましたか」と質問されました。何を言っているのか訳がわからなかったので、「わかりません」と答えて、電話を切りました。この日、弁護士から内容証明郵便が送られて来ていたのですが、記者の電話と関係があるとは思わず、夜も遅いので、明日、議会に行ってから議員控室で読めばいいと思い、すぐに寝ました。

翌日14日、議会の議員控室で封筒を開けると、「通知文」が入っていました。何が書いてあるのかと思いながら読みました。読んで驚きました。4月から議会事務局に配属になったばかりの女性職員が、私から繰り返しハラスメント被害を受けている、他にも被害者がいる、証拠はある、謝罪して100万円を払え、9月末日までに回答せよ、という断定的で、一方的なことを書いていました。

全く身に覚えがないことばかりが書いてあるので、どのように対処したらよいか、小野澤議長に相談に行くと、議長はすでにこのような通知が私宛てに来ることを知っていました。前日、吉廣慶子弁護士から電話があり、昼に面談するよう求められたとのことでした。

私は当然、記者たちにコメントを求められることになると思いました。しかし、女性職員がどのようなことを言って来るか全くわからない状態で、コメントをするとなると、どのようにコメントをすれば記者たちにちゃんと理解してもらえるか全く自信がありませんでした。

かと言って、「コメントしません」と言えば、自白したかのように受け取られかねません。

私は後でコメントをファックスすることにして、このときは、記者の前でコメントすることを避けることにしました。

14日夕方以降、女性職員が私に太ももを触られたなどとする一方的な記者会見の様子がテレビニュースで流され、翌日は朝刊全紙が全国版と地域版で記事にしていました。このとき以降、私は「セクハラ議員」、家族は「セクハラ議員の家族」という烙印を押されて生活するようになりました。

14日、妻がひとりで家にいるところへ20名くらいの記者が押しかけ、私のコメントをとろうとして、家の入り口から狭い庭にかけてたむろしていたそうです。訪問客も後ずさりしたそうです。妻は突然の出来事に恐怖しました。この日を境に、明るい性格だった妻が暗くなり、おど

おどするようになり、「ここにはもう暮らせない。よそに引っ越そう」と言い出すようになりました。裁判官の皆様には、そんな光景を目に浮かべていただければありがたいです。

一番の被害者は、妻であり、家族です。そして、私の経営してきた幼稚園に勤務する職員と園児の保護者も被害者です。幼稚園の関係者も「セクハラ議員」関連の人という目で見られるようになりました。

女性職員のおっしゃることが事実であれば、致し方ありません。しかし、女性のいうハラスメント被害は事実ではありません。妻や家族らが受けた被害、不名誉を回復したい。それが本件提訴に至った最大の動機です。

マスコミの方々は、私が議員であることから、何か悪いことをしかねない。何か疑わしい話があれば叩けばよい。そう思っていらっしゃるのではないのでしょうか。そう感じました。かつて、松本サリン事件の初動捜査によって、無実の河野さんが犯人扱いされて、マスコミから袋叩きにされ、奥様が早く亡くなられたことを想起しました。

女性職員の記者会見の後、市議会にもテレビカメラが押しかけ、おりしも開会したばかりの市議会に多大なご迷惑をおかけしました。私が議員を辞職した一番の理由は、マスコミの騒ぎに市議会を巻き込みたくなかったからです。私が議員を辞職すれば市議会にマスコミが押しかけなくなる。それが、27年あまりお世話になった市議会のために私がとるべき最善の選択だと思ったのです。断じて、事実を認めたものではありません。

この裁判を起こすに至るまで、私の代理人である清水弁護士が吉廣弁護士と話し合いの機会を持とうと幾度も申し入れましたが、「提訴を検討している」とマスコミ相手に言うばかりで、話し合いには一切応じていただけませんでした。

わたしは、家族が筆舌に尽くしがたい被害を受け、市議会も大混乱に陥った原因となった、女性職員が訴えていた被害をこのままうやむやすすることはできません。彼女の被害を受けたとする主張の真実性が判廷において、明らかにされることを切に望みます。

傍聴人は、新井氏のみならず同氏の家族も被害者となっている現状を改めて知り、裁判がこの不可解な事件の真相を解明するべきだろうという期待を司法に寄せたはずだ。

「公開？理由は？」とあからさまな嫌悪感を示す裁判長

その後、双方の証拠を確認することになったが、今回、被告が提出した答弁書は「原告の請求棄却を求める」との、たったの1行だけであった。これを見た清水弁護士の感想は一言…「呆れた」である。そもそも本件は被告女性A氏の訴えで始まったのであり、「証拠もあるのだから、とぼける気なら提訴する」と息巻いていたのも女性A氏代理

人の吉廣弁護士らだった。ならば、新井氏の提訴があれば、待ってましたとばかりに即座に具体的な証拠をずらりと並べた反論の答弁書が出されなければおかしい。

それが「**訴えられたので、これから慎重に調査して答える**」という態度になっている。

記者会見やマスコミのコメントで、やたら威勢のよかった吉廣弁護士はどこへ行ったのだろうか？いずれにしても、次回期日で女性A氏の反論を聞かなければならないが、ここで齋藤憲次裁判長は、公開法廷ではなく「**弁論準備手続き**」のような非公開裁判を清水弁護士に提案した。

清水弁護士が「**いえ、公開でお願いしたいのですが**」と申し入れると。

裁判長は「**公開？理由は？**」と切り返した。

言うまでもなく裁判の公開は憲法で保障された国民の権利である。権力者が傍聴人の見えない密室で勝手に人を裁くことを禁じるためだ。なぜ公開裁判を要望するのか理由を問われた清水弁護士は「**原則公開だからです**」と裁判長に答えた。

裁判長が法廷外で手続を進めたいのは、川越支部には法廷数（部屋数）が少ないため、法廷で裁判を開こうとすると日程の調整に時間が簡単ではなく、裁判の進行が遅れることになる。それは「**裁判所にとっても裁判の当事者にとってもよくない**」ということらしい。しかし裁判は、さっさと進めればよいというものではない。

この事件のように異常なことばかり起こる場合には、その真相解明を傍聴人がいる公開法廷で行うべきだ。裁判長は、被告女性A氏が顔を隠し名前を隠して記者会見をしてきたことにも配慮して、なるべく非公開にした方がいいと考えているのかもしれない。しかし被告女性A氏は、ハラスメント問題に積極的に取り組んでいる共産党にも労働組合にも事前に何の相談もしないで、突然、自分から**2度も告発記者会見**を開くような威風堂々たる人物である。報道で匿名にしても、市役所職員の間では彼女の顔も本名も知れ渡っている。

法廷での書面のやり取りに、被告女性A氏の名前が出ることはない。それに7人も弁護士がいるのだから被告本人が出廷する必要もない。非公開とする理由こそが見当たらない。素人が考えてもわかる。それを非公開裁判に持ち込もうとした齋藤憲次裁判長は「**この裁判を人目から遠ざけるように**」と誰かからの意思伝達でも受けているのだろうか？清水弁護士に憲法の規定を指摘されて、非公開を強弁できなくなった齋藤憲次裁判長は、法廷のスケジュール調整が簡単ではないなどとモゴモゴ言いながらも、次回期日を5月27日として、同じ法廷での公開裁判にすることに同意した。

テレビ埼玉による「新井潰し」の虚偽報道と選挙妨害の疑い！

もはや「報道犯罪」だ！

だが…この日の波乱は法廷内だけでは無かった。

閉廷後、清水弁護士は「ぶら下がり」(会見場ではなく屋外などで、マスコミが取材対象を囲んで取材する方法をマスコミではこう呼ぶ)に応じた。各社とも取材を求めていたはずだが、最初に清水弁護士に取材を要請したのはテレビ埼玉の若い現場記者であった。

裁判所の前で、清水弁護士は新井氏の代理人としてマスコミに、この裁判を起こした理由…それまでの経緯…被告となった女性A氏と弁護士らの対応の異常さを指摘した。その様子を見ていた本紙は、少しはマスコミも冷静に報じてくれるだろうかと期待を寄せた。ところが、テレビ埼玉は「報道犯罪」と言っても過言ではないほどの確信犯で「新井潰し」の虚偽報道を展開したのである！

裁判の終了後、新井氏と清水弁護士ら関係者は、早めの夕食を兼ねて今後の打ち合わせの席を設けていた。その店にはテレビがあったため「たぶんニュースで取り上げるだろうから、みんなで見ましょう」と、テレビ埼玉が夕方5時45分からの枠で放送する「NEWS545」を一同が見た。新井氏のニュースはトップだった。しかし、その放送内容に新井氏本人はもちろん、関係者一同は怒りに食事も忘れたのである。

テレビ埼玉 4月11日 17:45 『NEWS545』

では最初のニュースです。

第三者委員会がセクハラ行為を認定した元川越市議が被害を訴えた市の女性職員を相手取り、330万円の損害賠償などを求めた訴訟の第1回口頭弁論が、さいたま地裁川越支部であり、女性職員側は請求の棄却を求めました。

去年9月、川越市議会の議会事務局に勤める30代の女性職員が、新井喜一元市議からセクハラを受けたと訴え、厳重な処分を求めました。

これを受け、第三者委員会が調査した結果、5つの行為がセクハラやパワハラにあたりと認定され、新井元市議は去年10月に議員を辞職しました。

新井元市議側は、女性職員が請求している慰謝料100万円を支払う義務がないことの確認を求めています。そして、女性職員が一方向的にハラスメント被害の記者会見を開き、正常に議員活動が続けることが出来ない状態に陥ったなどとして、逆に330万円の損害賠償を求めました。

今日の口頭弁論で新井元市議は意見陳述を行い、「全く身に覚えがない、女性の言うハラスメント被害は、事実ではない」と、ハラスメント被害を完全否定しました。

そして、議員を辞職した理由について、「騒ぎに市議会を巻き込みたくなかった。断じて行為を認めたわけではない」と主張しました。

新井元市議は、今月14日に告示される市議会議員選挙に出馬する考えです。

怒りに震える新井氏支援者たち

「なんだこれは？とんでもない虚偽報道だ！」関係者と共に放送を見ていた清水弁護士は、このニュースに怒りの声を挙げた。最大のウソは「**第三者委員会の調査でハラメントが認定され、その後に新井氏が市議を辞職した**」と視聴者に誤解を与える、時系列の入れ替えである。

昨年 2018 年 10 月 12 日、新井氏は市議を辞職した。議会に迷惑をかけ家族にも風評被害が及んだことが理由で、ハラメントは完全否定していた。

そして、それから 1 カ月半も後の 11 月 29 日に第三者委員会が調査結果報告を発表し、複数の市議らを含めた 5 件の言動がハラメントと推認、認定された。

これが事実であり、マスコミ自身が新井氏の辞職も調査結果発表も書き飛ばしていたのだから、知らないはずがない。ところが、テレビ埼玉は「**辞職**」と「**調査結果**」の順番をナレーション原稿で故意に入れ替えることによって「**第三者委員会の調査でセクハラが認定され、言い逃れができないと覚悟した新井氏が辞職した**」かのストーリーに編集して放送したのである。

これはただ「**時系列を勘違いしていた**」というようなミスではなく、テレビ埼玉の確信犯での「**新井潰し**」である。確信犯である理由は、清水弁護士によるテレビ埼玉への猛抗議の過程で明白となる。放送を見ていた清水弁護士は、即座にテレビ埼玉に電話をかけた。奇しくも裁判所へ取材に来たテレビ埼玉の若手記者と名刺交換をしていたから、ほどなく電話は局内担当部署である「**報道部**」につながった。

清水弁護士は猛烈な怒りで、時系列の順番が違う点に抗議をして、生放送の時間中に訂正するように求めた。この番組枠は 30 分あるため、トップニュースであれば放送時間内での謝罪と訂正は十分に間に合うからだ。

皆さんもテレビでよく見る「**さきほど一部不適切な発言がありましたことを訂正してお詫びします**」とアナウンサーが頭を下げる、あの光景である。

開き直るテレビ埼玉

ところが、電話口に出たテレビ埼玉の「**ヨノ**（漢字は不明）」という担当者は時に、あざ笑うかの様子で清水弁護士の抗議をすべて跳ね付けた。電話はスピーカーフォンにしていたため、新井氏を含めて同席していた関係者が全員、テレビ埼玉のこの対応を聞いていた。

ヨノ氏は「**新井さんの辞職と調査結果報告は、2 つの別々の出来事だから、必ず時系列で扱わなければならないというものではなく、編集の自由であり、放送は間違っていない**」と強弁した。放送時間内の清水弁護士の抗議に、ヨノ氏は「**確認をして折り返します**」と電話を切ったものの数分経っても返信がない。

これでは「時間切れ」を口実にされる可能性もあり、再び清水弁護士が電話をかける。すると、ヨノ氏は驚くべき開き直りをみせた。

「確認しましたが、第三者委員会でハラスメントが認定されたから辞職した、とは言ってないんですね。『から』とは言ってませんので、時系列は間違っていないので問題ありません」と断言したのである。

何度、清水弁護士が言って聞かせても、テレビ埼玉は「間違っていないから訂正しない」というだけである。しかも、まったく誠意のある態度でなく、ヨノ氏は清水弁護士の抗議をあざ笑うかの声で応じる一幕もあった。

新井氏の関係者の中に、自宅テレビでこの番組を録画していた人物がいたため、念のためにすぐに内容を確認してもらった。すると、**「5つの行為がセクハラやパワハラにあたりと認定され、新井元市議は去年10月に議員を辞職しました。」**とアナウンサーが読み上げていたことに間違いがないことが判明した。

記事同文はテレビ埼玉のインターネット版にも記載されていた。

テレビ埼玉・ヨノ氏は『から』とは言っていないなどと子供だましの言い逃れをしていたが、「認定され、・・・辞職した」と報じたのだから、明らかに時系列の入れ替えである。これまで何度も報道されてきた事件なのだから、間違えるはずがない。

確信犯でなければ、このようなことはあり得ない。

なによりも、これがテレビ埼玉の確信犯の虚偽放送だといえる理由は、このヨノ氏らテレビ埼玉の対応にある。もしも、これがアウンサー原稿を書いたスタッフの「うっかりミス」だとするなら、仮にも放送局として重大な問題である。人名の漢字表記の間違いでさえ抗議や指摘があれば、放送中に謝罪と訂正をすることは当たり前だ。

まして裁判になっている事件に関する時系列を間違えることは、その誤報によって人の社会的評価を毀損し、結果として世論操作を招く報道機関としての致命傷である。故意でなければ慌てふためいて謝罪するのが普通だ。

ところがテレビ埼玉の対応は「それがどうかしたのか？」と言わんばかりの人を小馬鹿にした態度で、担当者は逆に清水弁護士に食ってかかる始末である。

どうみても「企みがバレたから逆ギレした」と疑いたくなるような態度である。この事件をドキュメンタリー動画『K』で追及している映画監督・高橋玄氏もこの場に同席していた1人だ。職業上、放送現場についてもよく知っている同氏はこう言う。

「地方局でもニュース原稿というのはチェックが厳しい。バラエティ番組ではありませんから事実関係を間違えれば局の信用に関わるし、番組スポンサーにも抗議がいきますからね。

放送局はスポンサー離れをなによりも恐れる。間違いがないよう、記者が書いた原稿でもデスクが必ず目を通して、書き直しを命じたりデスクが直接書いたりもします。だから、基礎情報のこれほど明らかな時系列の逆転は、どう考えても確信犯だとは思えません。

新井氏がハラスメントを認めて辞職したかの印象をねつ造したのでしょう」。

その後も、清水弁護士はテレビ埼玉に謝罪と訂正報道を求めたが、「報道部長」を名乗る上席社員も「間違いではない」と強弁し、結果としてなんらの謝罪もしなかった。

一方、テレビ埼玉はインターネット版の記事の文面だけを以下のように修正している。

去年9月、川越市議会の議会事務局に務める30代の女性職員が、新井喜一元市議からセクハラを受けたと訴え、厳重な処分を求めました。その後、第三者委員会が調査した結果、5つの行為がセクハラやパワハラにあたりと認定したと発表しました。

「辞職」のくだりを削除しているものの、今度は「女性の訴えが認められてハラスメント認定された」という印象を強調している。被告女性A氏の訴えがほとんど認められなかった事実を隠し、ごくわずかに認定されたことにしがみついて修正どころか、さらに悪意に満ちた、清水弁護士の抗議への「報復」とさえ言える態度に出た。

テレビ埼玉が「修正はした」と言い張っても、元原稿の誤りを開示、謝罪しての修正ではないのだから、すでに放送を見た一般視聴者には情報が修正されておらず、ネット版で記事を読んだだけの読者にも、テレビ埼玉の虚偽報道はわからない。

かつて、女性A氏の記者会見をもとに一方的に新井氏をバッシングしたテレビ朝日の番組「ワイド！スクランブル」は、新井氏の抗議を受けて誠意ある対応を示し、少なくとも続報を制作して、改めて清水弁護士の主張を放送した。

それに比べてテレビ埼玉の対応は、新井氏に対して一貫して挑戦的だ。

あからさまな選挙妨害の疑い

しかも、問題は時系列の入れ替えだけではなかった。このニュースの最後の一文が、まさに虚偽報道の秘された目的を露呈しているかのようだった。

「新井元市議は、今月14日に告示される市議会議員選挙に出馬する考えです。」

普通にみれば「選挙に出るという事実を報じただけ」かのように思われるが、先の時系列の入れ替えによってニュース全体が「ハラスメント認定されて議員を辞めた新井氏が、図々しくも出馬するのか」との印象を視聴者に与える構成になっているのだ。

選挙活動開始の直前に、わざわざ選挙がらみの文言で新井氏の悪印象を世間に流布していると言えよう。さらに言えばテレビ埼玉の「新井潰し」の意図は、ニュース原稿だけではなく、編集された映像にも明白だ。原稿を読み上げるアナウンサーの声と共に、提訴記者会見の時の新井氏の映像が使われているが、その表情は、新井氏が質問に思案する一瞬に眉をひそめるなどの、記事の内容と同時に見れば、いかにも新井氏が不誠実に見えるようなカットだけを抽出している。

もっと酷いのは、途中でなんと「さいたま検察庁」の看板と庁舎が差し挟まれていることだ。民事裁判を伝えるニュースで、検察庁が関係しているかの印象を与えており、視聴者の中にはその映像で「新井ってのは、刑事事件の容疑者なのか！」と誤認する可能性さえあり、テレビ埼玉が放言する「編集の自由」などという釈明は許されない。

テレビ埼玉の、この強権的な開き直りは報道機関とは呼べない、腐敗し切った企業体質だと言えよう。テレビ埼玉の番組スポンサーは、このような放送局への広告を取り止めるべきだ。

日本のメディア腐敗に乗じる反新井派

本紙既報の通り、この事件については多くのマスコミが「被害を訴えた女性A氏擁護」に偏ったままである。一部の賢明なメディアは、女性A氏の代理人弁護士らの対応に疑問を抱き始め、修正はしないものの書き方を控えるようになっている。それでも、一度「新井バッシング」に走った手前、簡単に「女性側がおかしい」という見方は一切示さないままだ。新井氏の冒頭意見陳述では、かつてオウム真理教による松本サリン事件で容疑者として甚大な冤罪被害を受けた河野義行氏にも触れていた。

それを傍聴席にいたテレビ埼玉も聴いているのだ！それでよくもこのような虚偽報道を平然と行えるものだ。もしくはテレビ埼玉は「メディア批判などするやつは思い知らせてやる」とでもいう、自らの権力者意識を妄想しているだろうか。松本サリン事件では、マスコミが袋叩きにして人生を破壊された河野氏が無実だったとわかった後にも、河野氏に謝罪したメディアはひとつも存在しなかったという。

このような日本のメディア腐敗に、反新井氏陣営がまんまと乗じたものが本件「ハラスメント疑惑」である。事件の経緯をみれば「でっち上げ」であることは誰の目にも明らかだが、第三者委員会の正体…その報告書さえ明らかにしないメディアは、新井氏の無実を信じるに足る証拠を意図的に無視したまま、最初に女性A氏に踊らされた「新井氏バッシング」を正当化することしか考えない。

清水弁護士は引き続きテレビ埼玉に対して謝罪と訂正放送を要望しているが、現在までに誠意ある対応は一切見られないという。新井氏は、BPO（放送倫理・番組向上機構）の放送人権委員会に、テレビ埼玉の虚偽報道によって人権を侵害されたとして番組内での謝罪と訂正を求める申し立てを行った。

新井氏による裁判で、いずれ女性A氏の背景も浮かび上がって来るはずだ。

新井氏が女性A氏を訴えた裁判の次回期日は、

5月27日(月)午後2時、さいたま地方裁判所川越支部の法廷で開かれる。

川越市民はもちろん、全国民がメディアの虚報に翻弄されることなく、厳しい眼をもってこの事件を監視していくべきなのである。